

鎌倉市議会

12月定例会議案集

(その1)

平成27年

目 次

議案第 49 号	市道路線の廃止について	1
議案第 50 号	市道路線の認定について	10
議案第 51 号	不動産の取得について	19
議案第 52 号	不動産の取得について	22
議案第 53 号	指定管理者の指定について	25
議案第 54 号	指定管理者の指定について	26
議案第 55 号	指定管理者の指定について	27
議案第 56 号	指定管理者の指定について	28
議案第 57 号	指定管理者の指定について	29
議案第 58 号	指定管理者の指定について	30
議案第 59 号	市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償 額の決定について	31
議案第 60 号	国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する 法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	32
議案第 61 号	鎌倉市市税条例の全部を改正する条例の制定について	34
議案第 62 号	鎌倉市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について	63
議案第 63 号	地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる 特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の制定 について	65
議案第 64 号	鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例の制定について	67
議案第 65 号	平成27年度鎌倉市一般会計補正予算（第 4 号）	71
報告第 14 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について	78
報告第 15 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について	79
報告第 16 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について	80
報告第 17 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定に係る専決処分の報告について	81

議案第 49 号

市道路線の廃止について

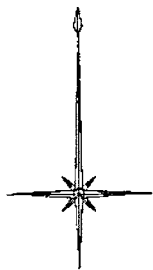
次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

平成27年12月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

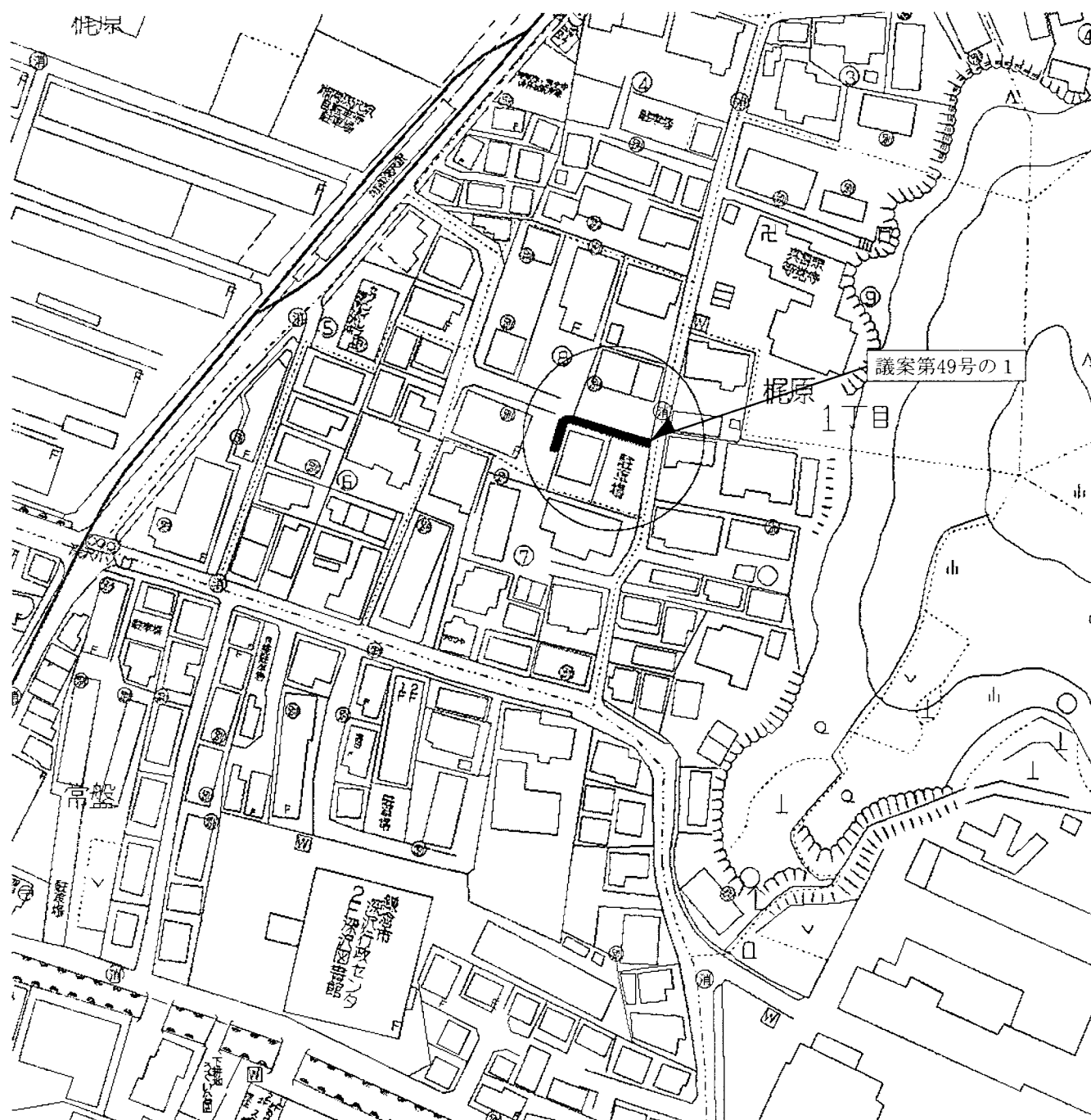
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	梶 原 一 丁目	685番1	梶 原 一 丁目	686番1	1.70～ 1.85	32.52	57.56	5
2	西 鎌 倉 一 丁目	1203番1	西 鎌 倉 一 丁目	1247番4	1.54～ 6.00	42.00	70.80	6
3	大 船 五 丁目	1411番2	大 船 五 丁目	1320番1	1.69～ 2.03	44.80	83.07	7
4	大 船 字 高 野	2716番1	高 野	21番12	1.76～ 2.49	106.38	222.78	8



凡例 ■■■ 廃止箇所

案内図

図面番号 5

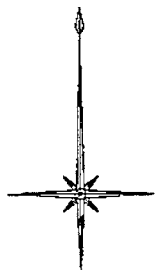






図面番号 6

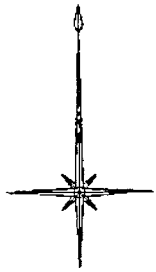




公図写

図面番号 6

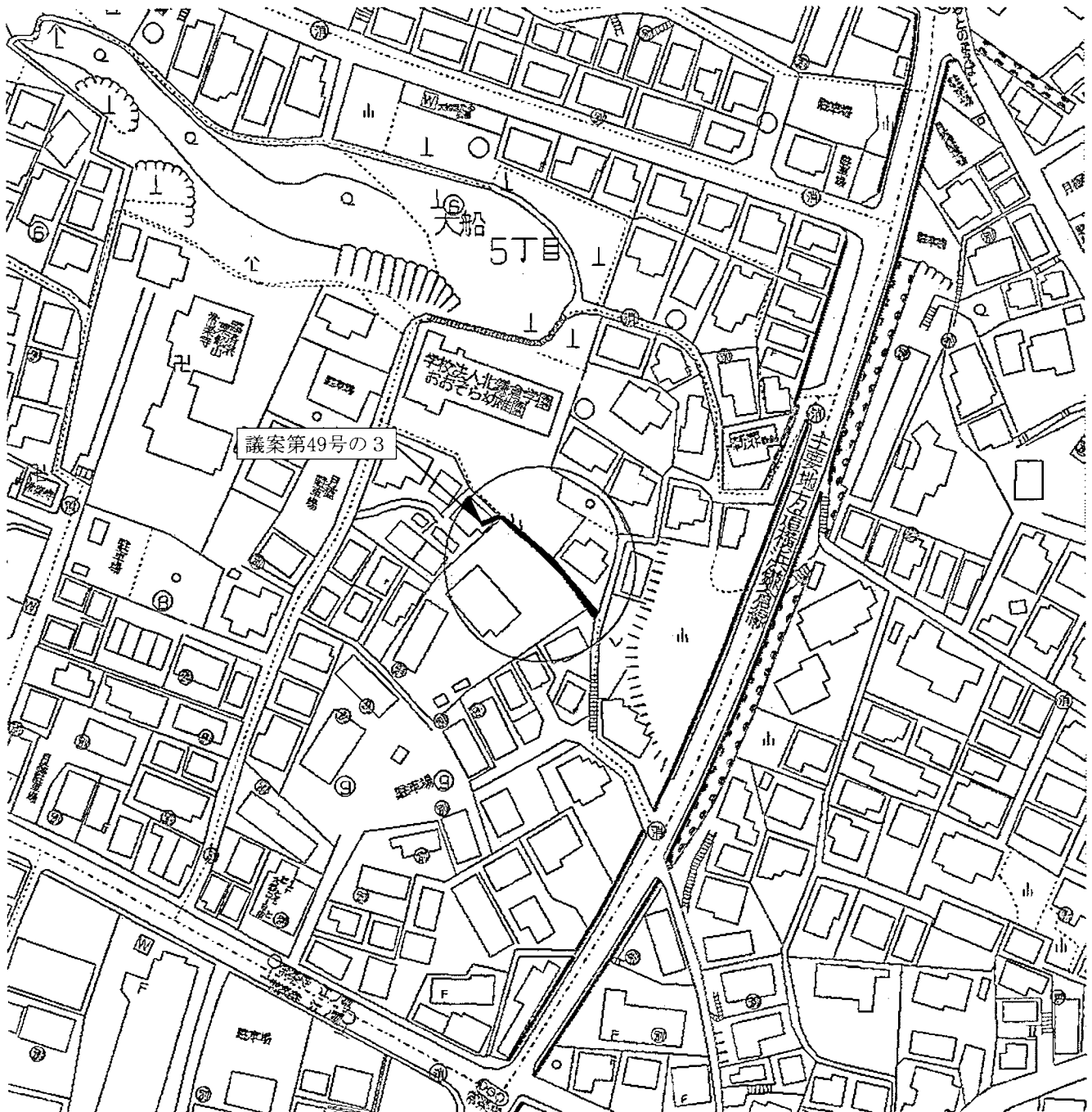


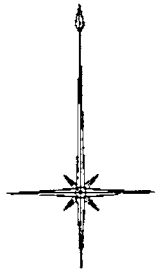


凡例 廃止箇所

案内図

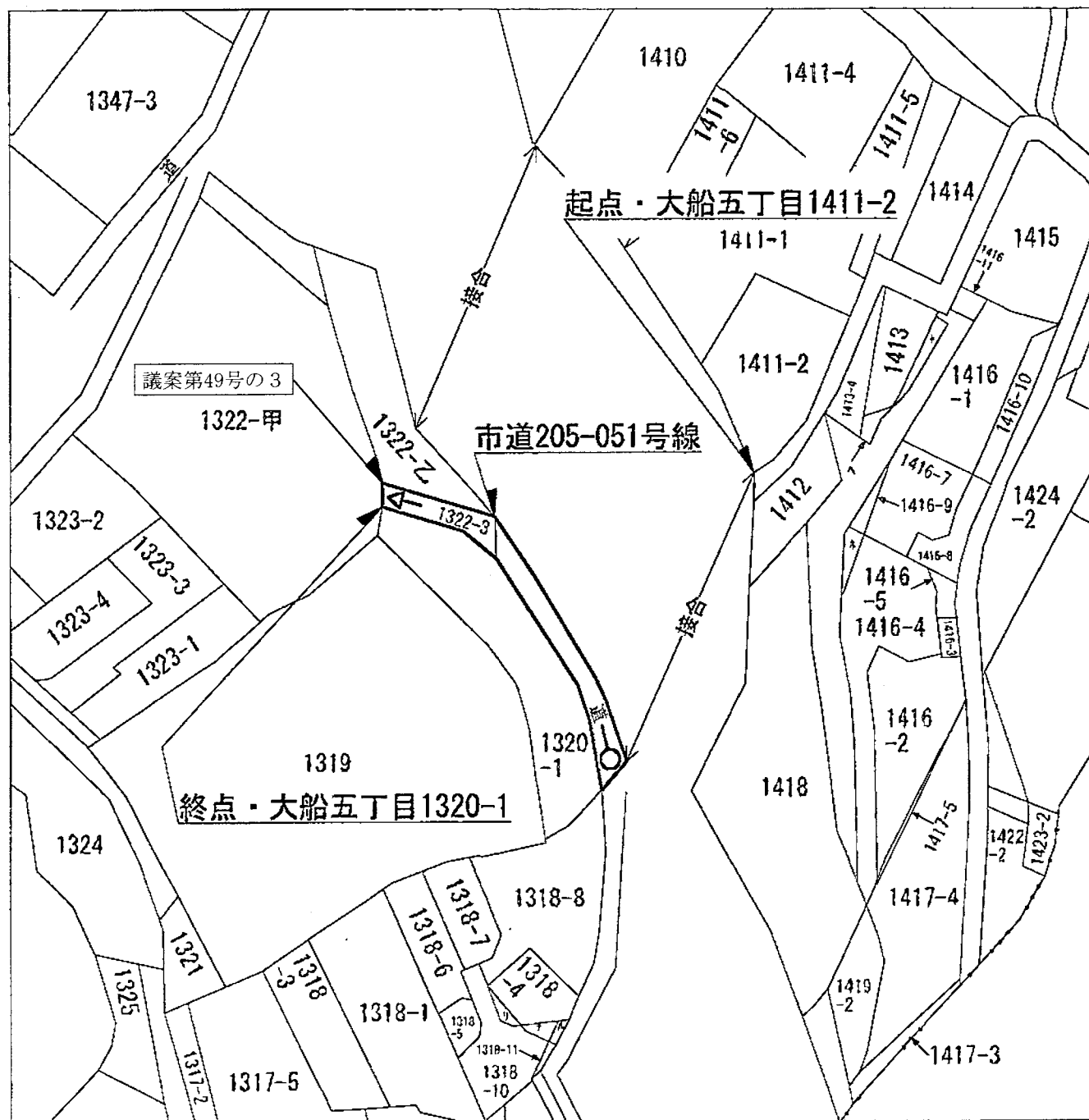
図面番号 7

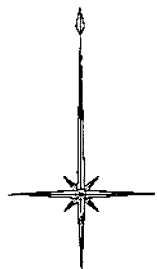




公図写

図面番号 7

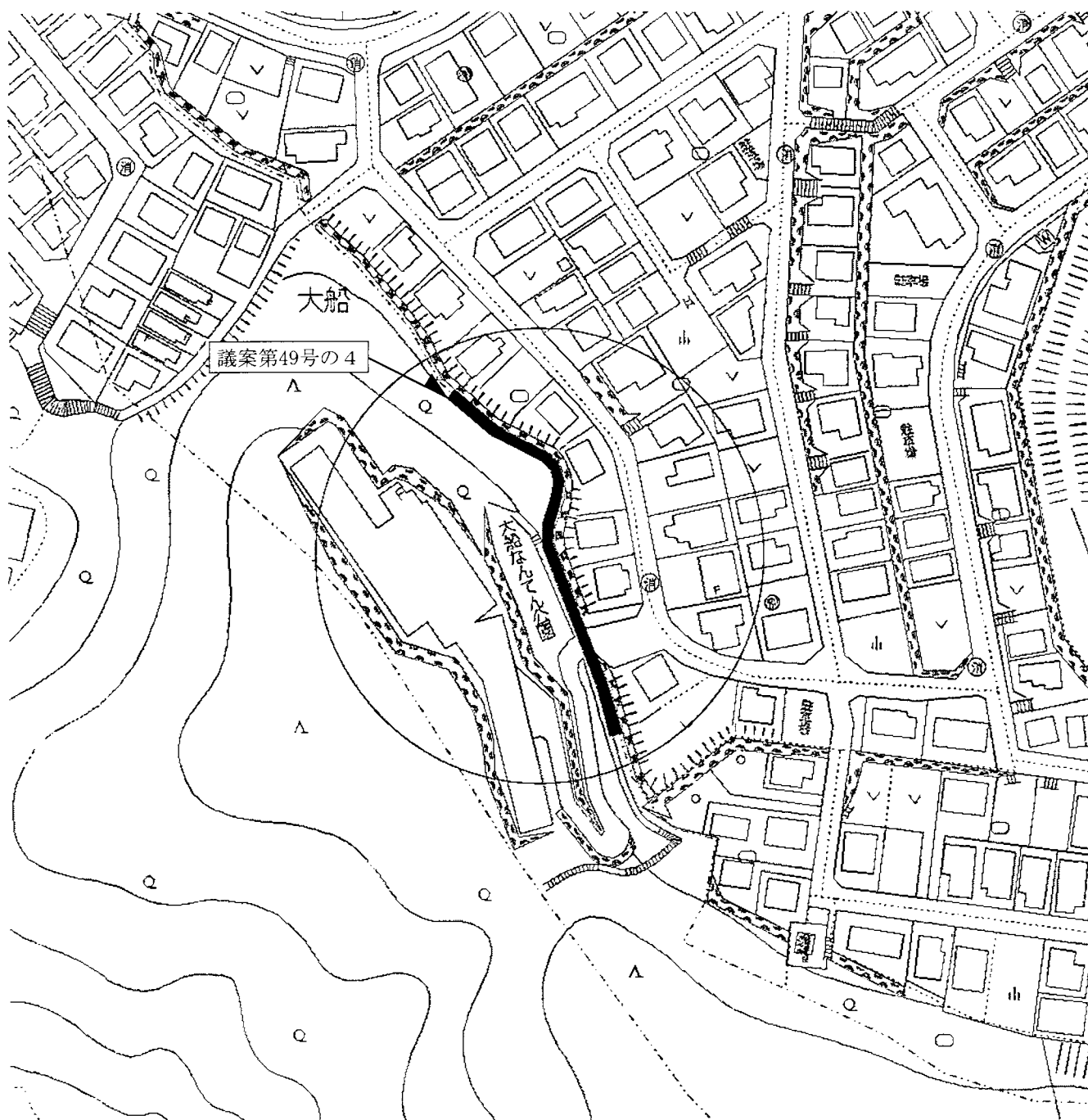


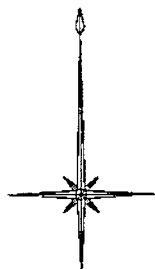


凡例  廃止箇所

案内図

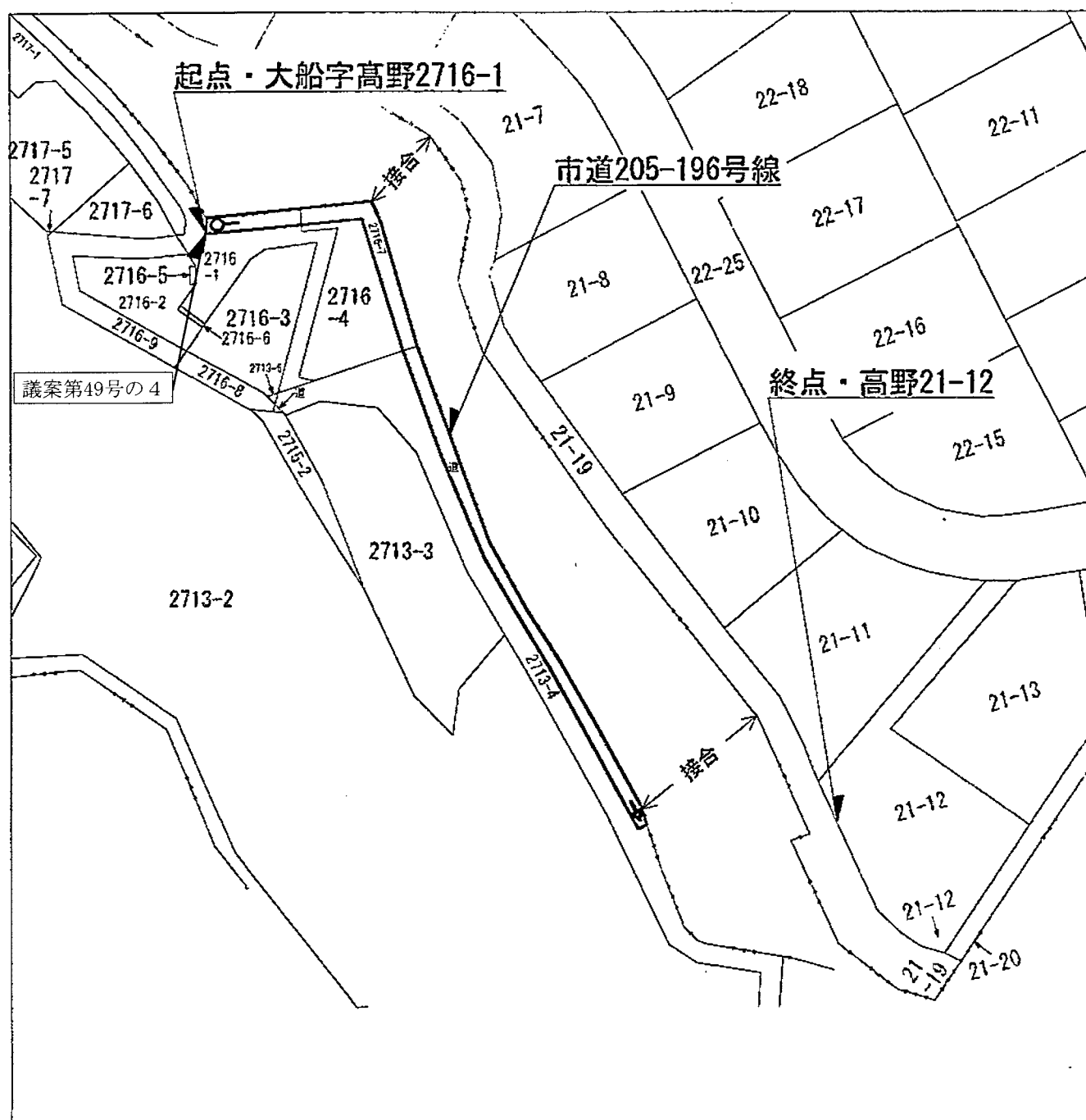
図面番号 8





公図写

図面番号 8



議案第 50 号

市道路線の認定について

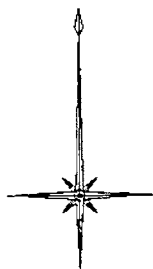
次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成27年12月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

認定市道路線

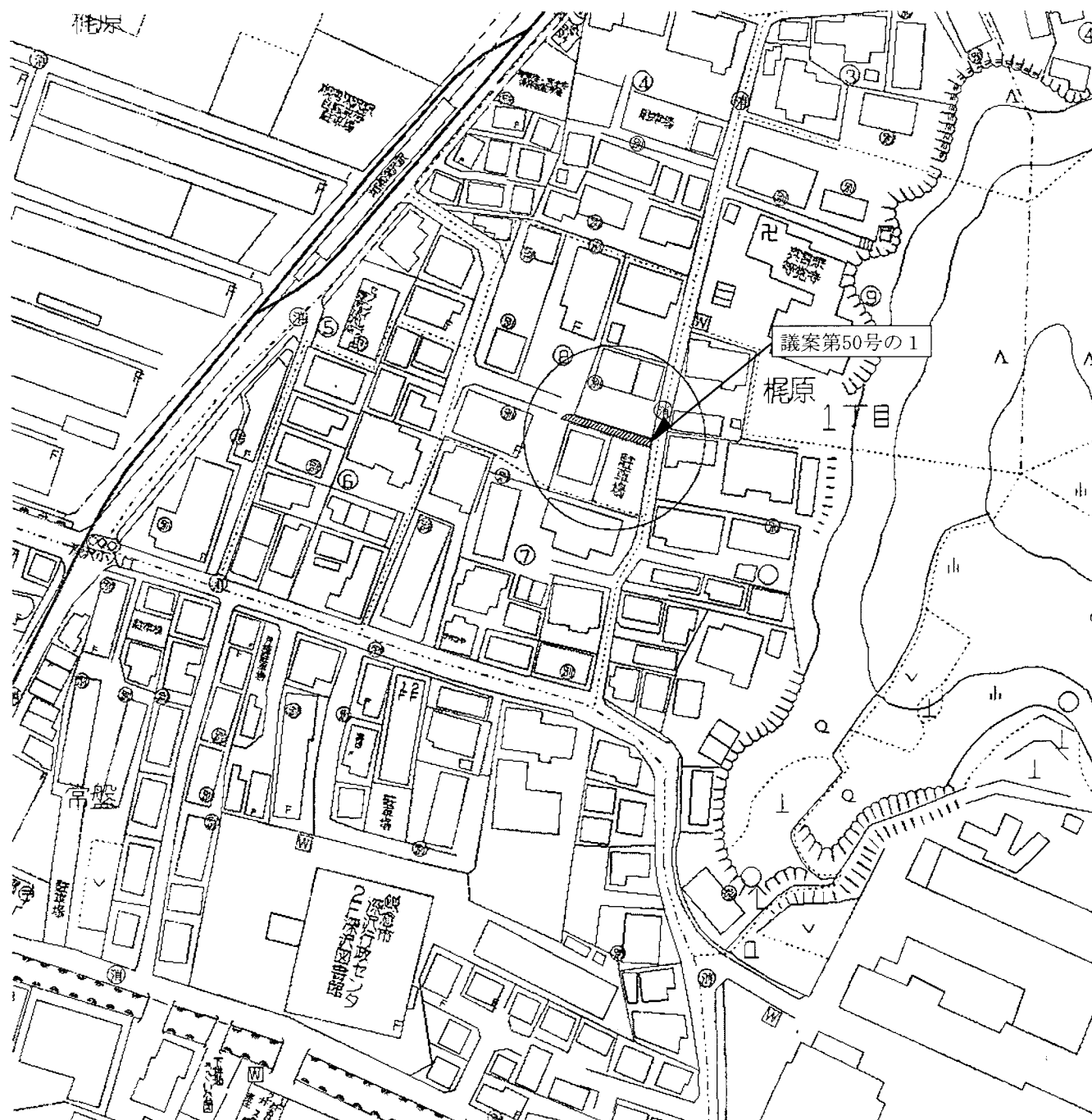
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 ㎡	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	梶 原 一 丁 目	685番1	梶 原 一 丁 目	682番2	1.70～ 1.85	23.14	40.19	5
2	津 西 一 丁 目	1006番6	津 西 一 丁 目	1003番18	5.01～ 8.99	41.73	242.11	6
3	高 野	21番8	高 野	21番12	1.99～ 2.20	60.57	124.81	7
4	大 船 五 丁 目	1411番2	大 船 五 丁 目	1320番1	1.69～ 2.03	33.65	61.61	8



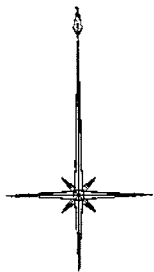
凡例  認定箇所

案内図

図面番号 5



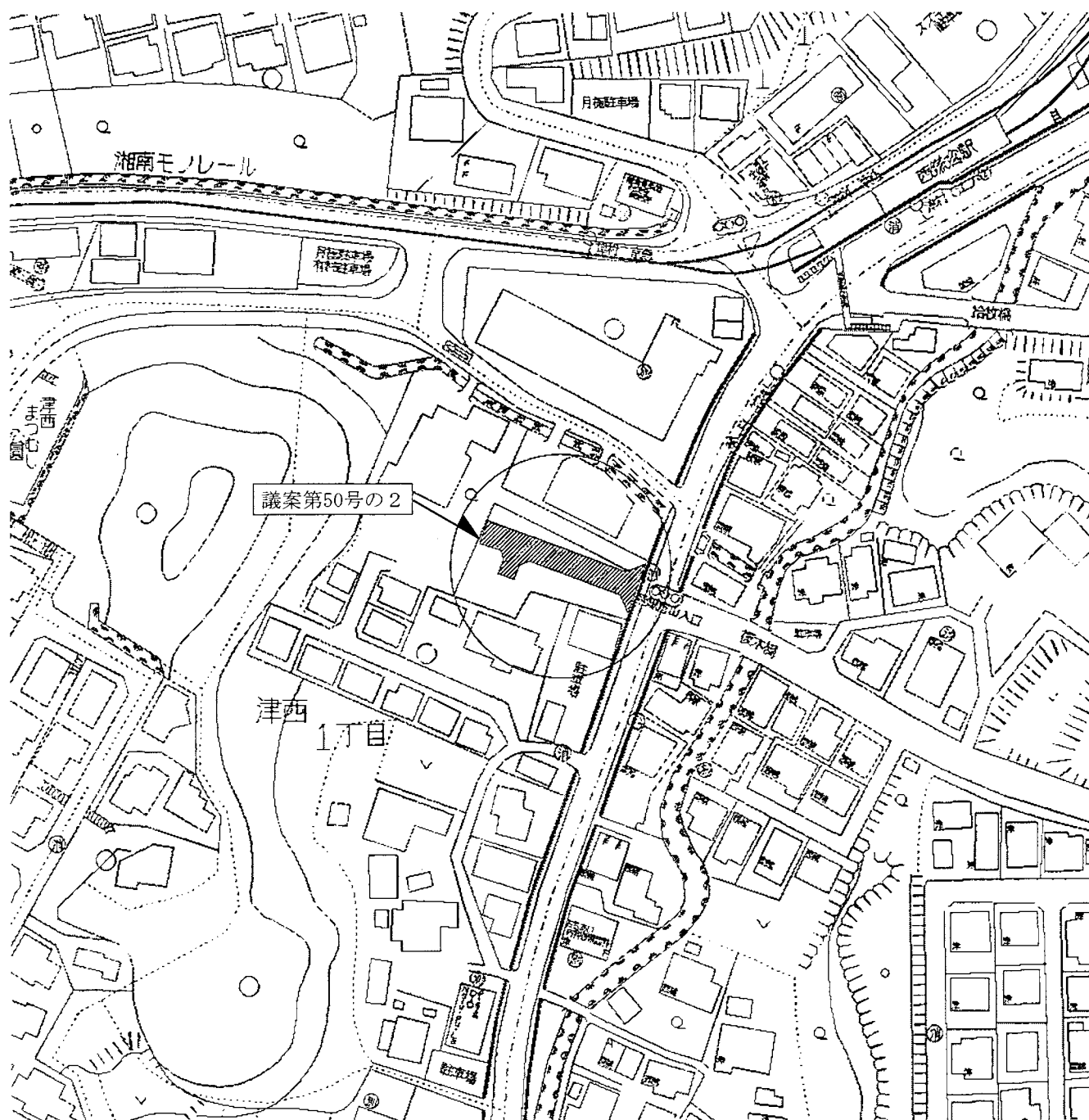




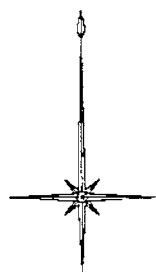
凡例  認定箇所

案内図

図面番号 6



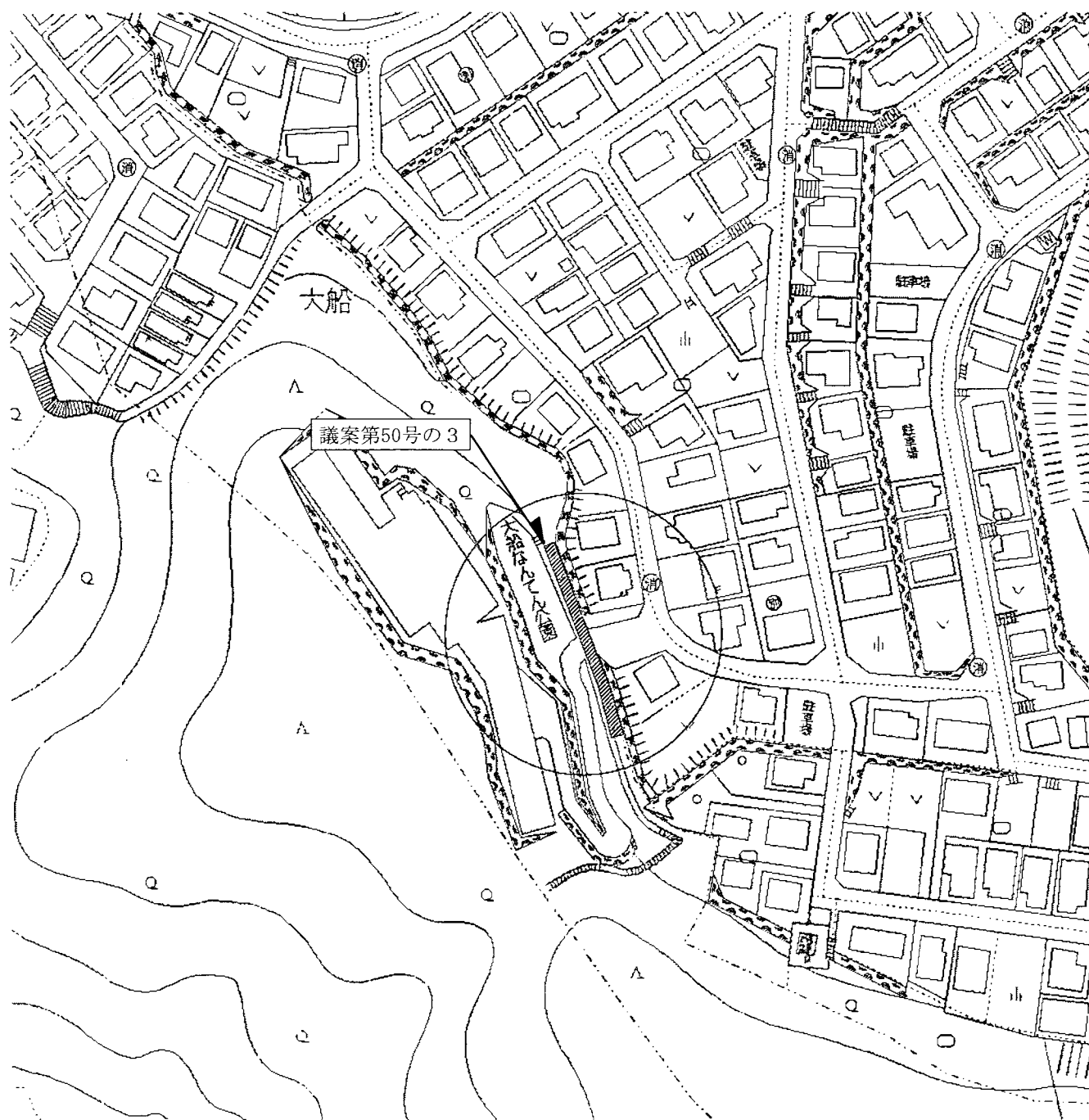


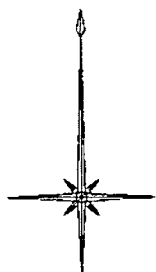


凡例  認定箇所

案内図

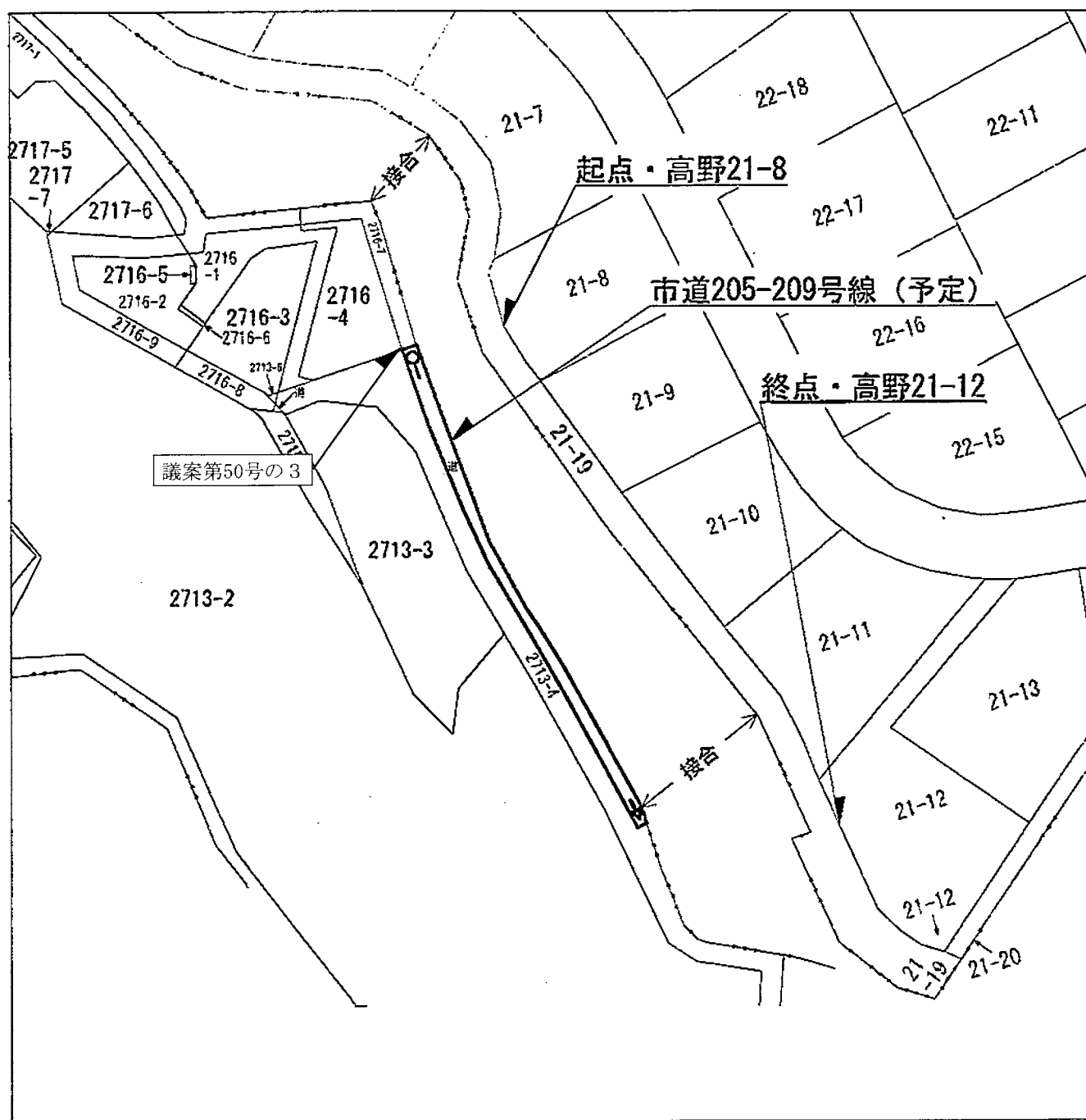
図面番号 7

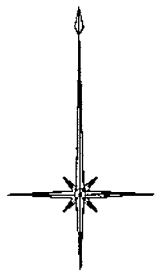




公図写

図面番号 7

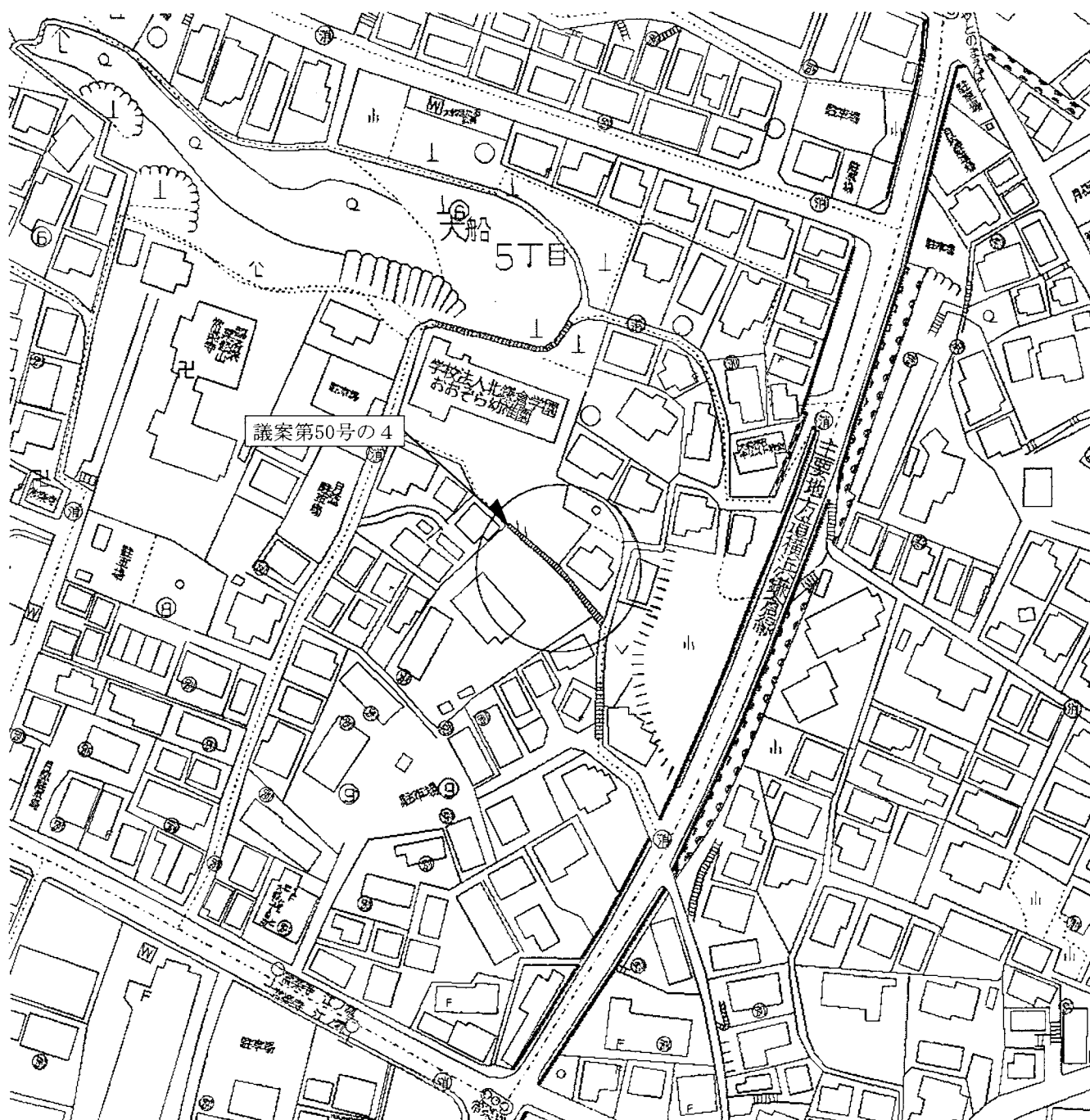


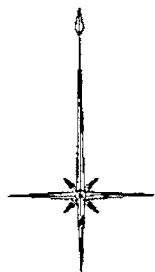


凡例  認定箇所

案内図

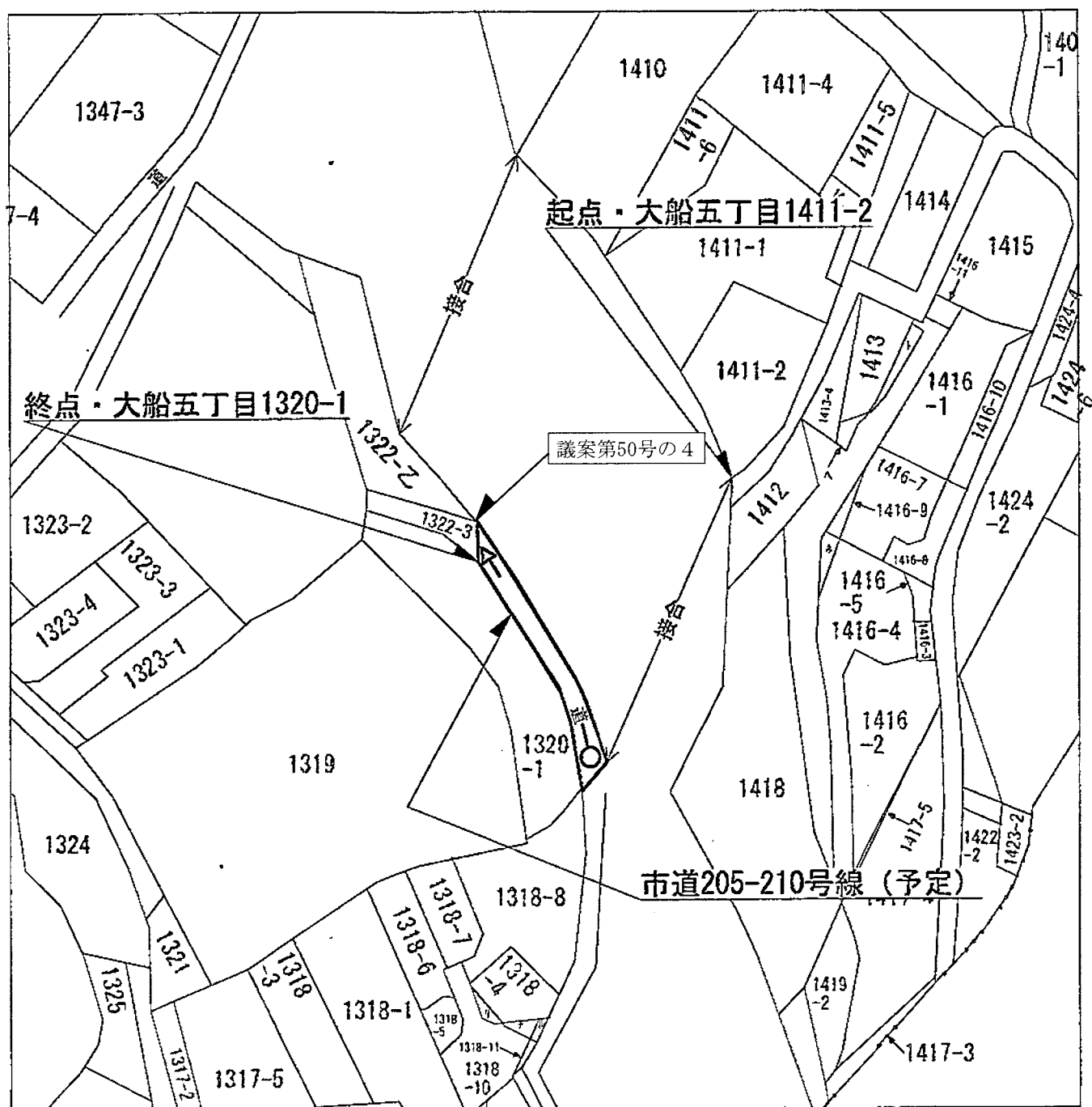
図面番号 8





公図写

図面番号 8



議案第 51 号

不動産の取得について

鎌倉近郊緑地特別保全地区内の土地を次のとおり取得するものとする。

平成27年12月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

所 在 地 番	地 目	公 簿 面 積	取 得 面 積
鎌倉市十二所字和泉谷497番	山林	20,542.00㎡ (約6,213.9坪)	20,542.97㎡ (約6,214.2坪)

2 取得価格 104,769,147円

3 所有者

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

案内図

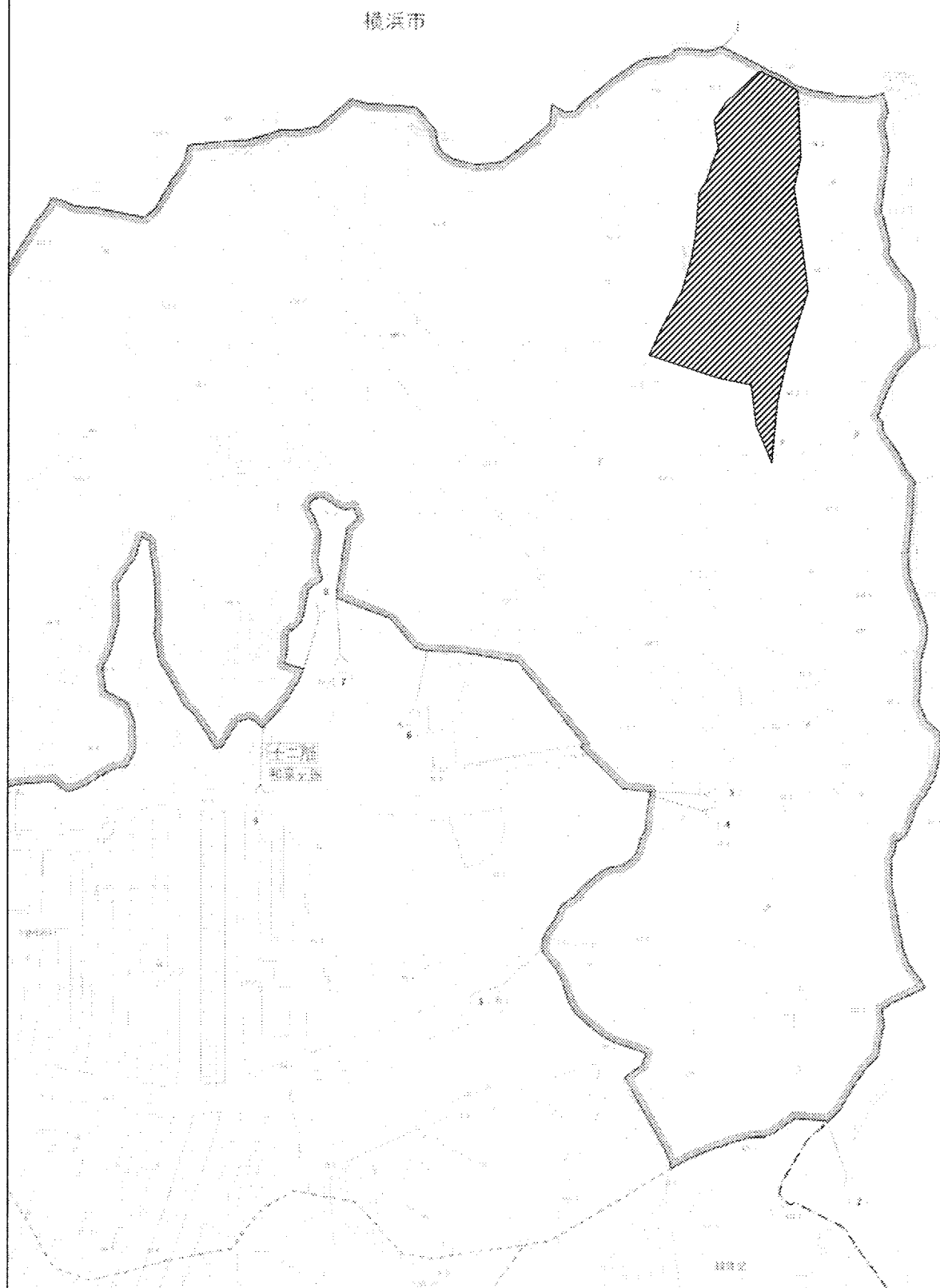
凡 例



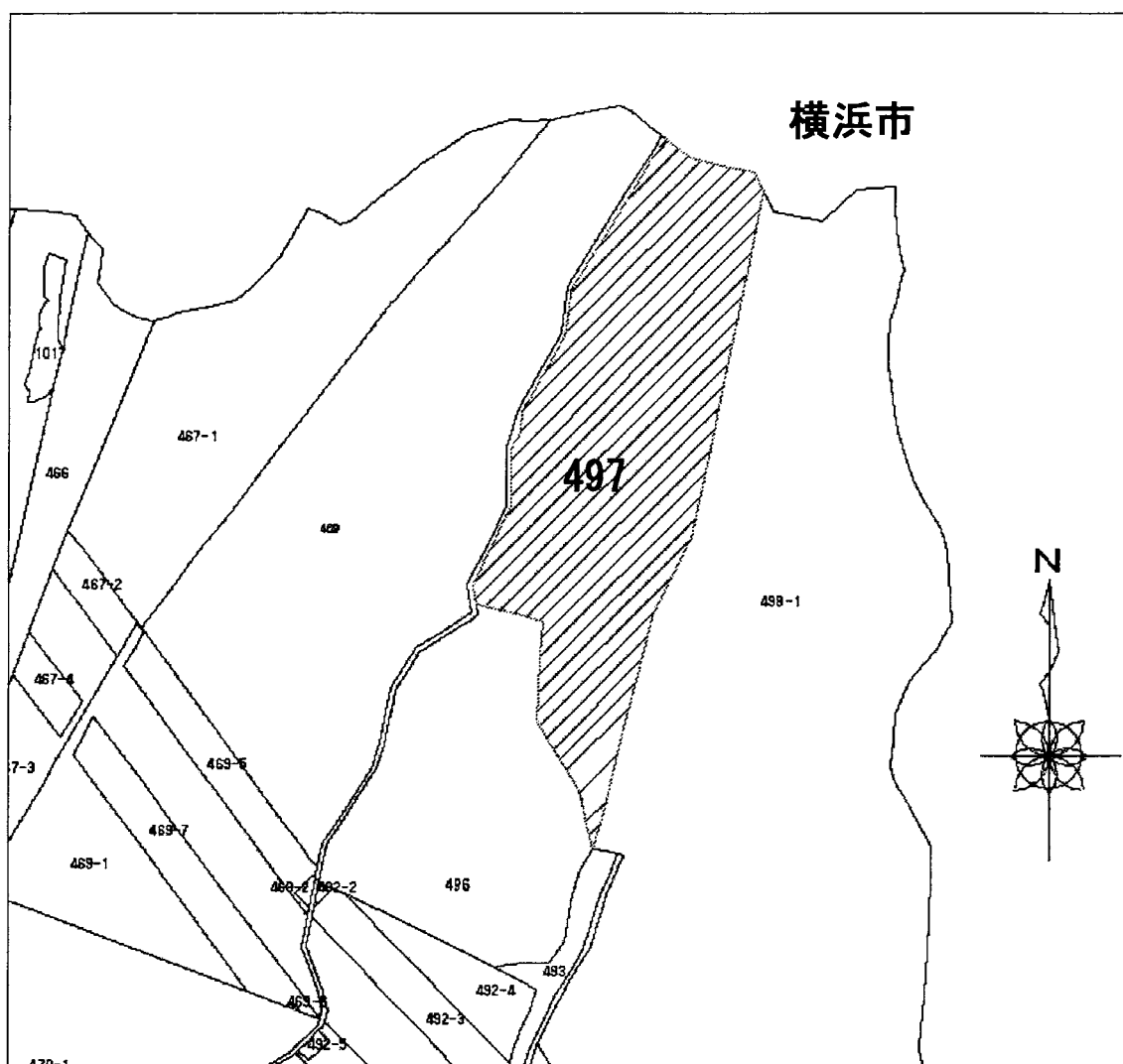
近郊緑地特別保全地区界



用地取得対象地



地 番 図



議案第 52 号

不動産の取得について

鎌倉近郊緑地特別保全地区内の土地を次のとおり取得するものとする。

平成27年12月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市今泉一丁目144番	山林	6,845.00㎡ (約2,070.6坪)	6,845.76㎡ (約2,070.8坪)

2 取得価格 34,228,800円

3 所有者



案内図

凡 例



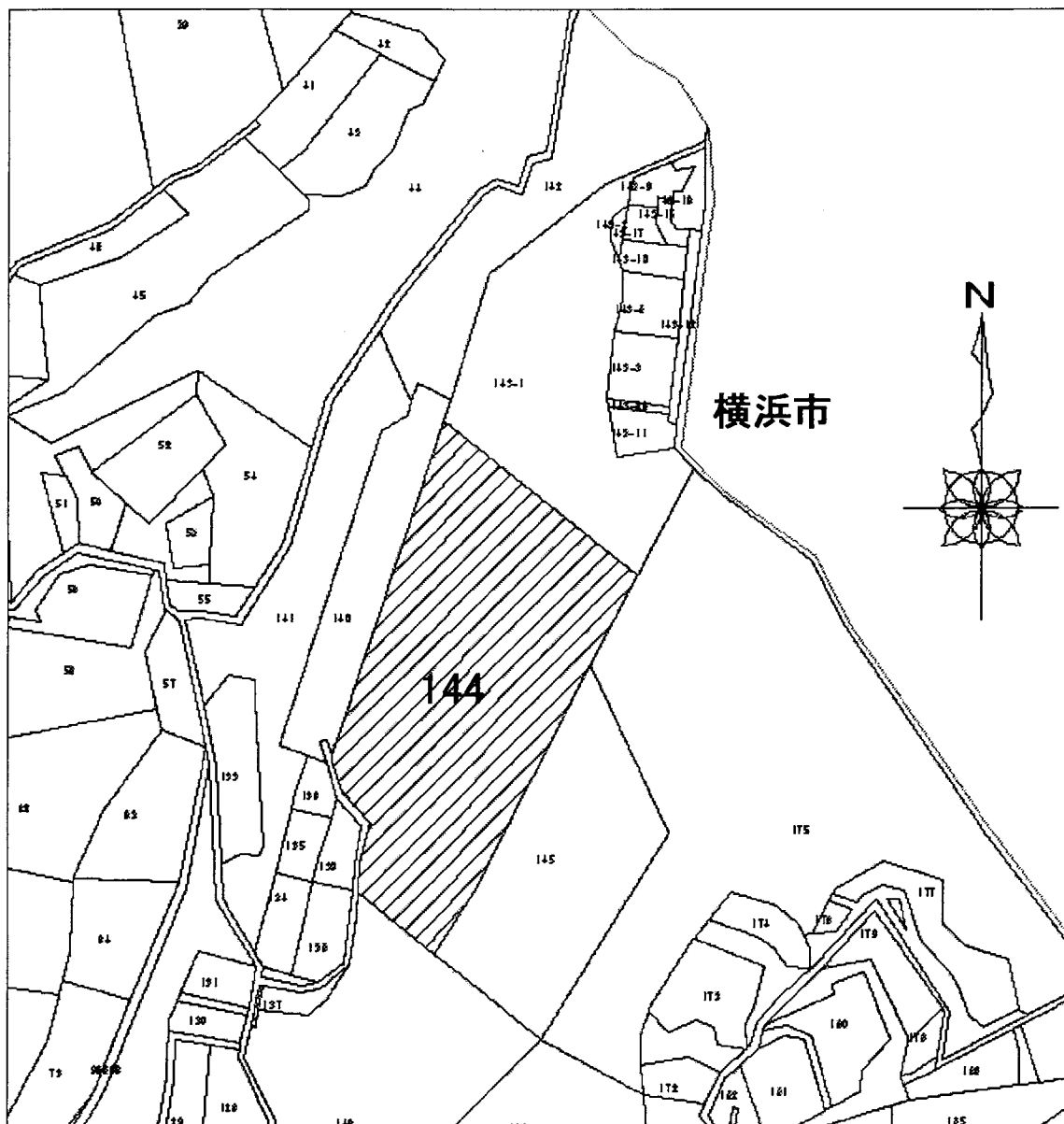
近郊緑地特別保全地区界



用地取得対象地



地 番 図



議案第 53 号

指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

鎌倉市文学館の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成27年12月 2 日 提 出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉文学館

2 指定管理者となる団体

鎌倉市長谷一丁目5番3号

鎌倉市芸術文化振興財団・国際ビルサービス共同事業体

共同事業体代表者

公益財団法人 鎌倉市芸術文化振興財団

理事長 森 田 晃 輔

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第 54 号

指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

鎌倉市市民活動センターの指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成27年12月 2 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉市民活動センター

大船市民活動センター

2 指定管理者となる団体

鎌倉市御成町18番10号

特定非営利活動法人 鎌倉市市民活動センター運営会議

理事長 渡 邊 公 子

3 指定の期間

平成28年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

鎌倉市老人福祉センターの指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成27年12月 2 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

名越やすらぎセンター

教養センター

今泉さわやかセンター

玉縄すこやかセンター

2 指定管理者となる団体

鎌倉市御成町20番21号

社会福祉法人 鎌倉市社会福祉協議会

会長 梅 澤 淑 弼

3 指定の期間

平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

議案第 56 号

指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

鎌倉市障害者自立支援施設の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成27年12月 2 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉はまなみ

2 指定管理者となる団体

鎌倉市植木18番地

社会福祉法人 清和会

理事長 浅井 一 志

3 指定の期間

平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

議案第 57 号

指定管理者の指定について

鎌倉市営住宅等の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成27年12月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

市営住宅及び共同施設

2 指定管理者となる団体

横浜市中区日本大通33番地

一般社団法人 かながわ土地建物保全協会

会長 久保寺 啓二

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第 58 号

指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

鎌倉市都市公園の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成27年12月 2 日 提 出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉広町緑地

2 指定管理者となる団体

鎌倉市腰越1560番地の8

鎌倉広町パートナーズ

共同事業体代表者

特定非営利活動法人 鎌倉広町の森市民の会

理事長 黒 川 弘

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第 59 号

市有地管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定について

平成27年7月3日、鎌倉市由比ガ浜三丁目258番2外で発生した市
有地管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

平成27年12月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 4,898,006円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 藤沢市片瀬海岸1丁目4番7号
江ノ島電鉄株式会社
代表取締役社長 天 野 泉 |

議案第 60 号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法
律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成27年12月 2 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

家庭的保育事業等の職員及び放課後児童支援員の資格に国家戦略
特別区域法で定める地域限定保育士を追加するものである。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する

法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月条例第19号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「(国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「限定保育士」という。）を含む。第29条第1項及び第2項、第31条第1項及び第2項、第44条第1項及び第2項並びに第46条第1項及び第2項において同じ。）」を加える。

第27条第1号及び第2号中「保育士（」の次に「限定保育士及び」を加える。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「(国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 61 号

鎌倉市市税条例の全部を改正する条例の
制定について

鎌倉市市税条例の全部を改正する条例を次のように定める。

平成27年12月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、徴収の猶予等及び固定資産税の特例割合について整備し、また、地方税法との重複等を改めるものである。

鎌倉市市税条例

鎌倉市市税条例（昭和25年8月条例第5号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条—第5条）

第2節 賦課徴収（第6条—第15条）

第2章 普通税

第1節 市民税（第16条—第30条）

第2節 固定資産税（第31条—第43条）

第3節 軽自動車税（第44条—第50条）

第4節 市たばこ税（第51条）

第5節 特別土地保有税（第52条・第53条）

第3章 目的税

第1節 入湯税（第54条—第58条）

第2節 都市計画税（第59条—第62条）

第4章 罰則（第63条）

付則

第1章 総則

第1節 通則

（課税の根拠）

第1条 市税の税目、課税客体、課税標準、税率、その他賦課徴収については、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（用語の意義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（税目）

第3条 市税として課する普通税は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市たばこ税
- (5) 特別土地保有税

2 市税として課する目的税は、次に掲げるものとする。

- (1) 入湯税

(2) 都市計画税

(行政手続条例の適用除外)

第4条 鎌倉市行政手続条例（平成10年12月条例第16号。以下「行政手続条例」という。）第3条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、行政手続条例第2章（第7条を除く。）及び第3章（第13条を除く。）の規定は、適用しない。

(条例施行の細目)

第5条 この条例の施行について必要な事項及びこの条例に定めるもののほか、市税の賦課徴収について必要な事項は、規則で定める。

第2節 賦課徴収

(賦課洩れ等による徴収金の取扱)

第6条 市長は、賦課漏れに係る市税又は詐偽その他の不正の行為により免れた市税があることを発見した場合においては、課税すべき年度（法人税割にあっては、その課税標準の算定期間の末日現在）の税率によってその全額を直ちに賦課徴収する。

(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第7条 市長は、法第15条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この条において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長をする金額を当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合には、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納

付金額又は納入金額を変更することができる。

- 4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。
- 5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第8条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額
 - (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
 - (4) 当該猶予を受けようとする期間
 - (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
 - (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足る書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、税目、納期限及び金額
 - (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。
- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。
- （職権による換価の猶予の手続等）
- 第9条 第7条第1項の規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法について準用する。
- 2 第7条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
- 3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
 - (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類
- （申請による換価の猶予の申請手続等）
- 第10条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

- 2 第7条第1項の規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法について準用する。
 - 3 第7条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
 - 4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
 - (2) 第8条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
 - (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額
 - 5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第8条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
 - 6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 第8条第1項第6号に掲げる事項
 - (2) 第8条第5項第1号から第3号までに掲げる事項
 - (3) 第4項第3号に掲げる事項
 - 7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がある場合)
- 第11条 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。
- (公示送達)
- 第12条 法第20条の2の規定による公示送達は、鎌倉市公告式条例（昭和25年8月条例第1号）第2条第3項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。
- (災害等による期限の延長)
- 第13条 市長は、災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下この条において「申告等」という。）に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から納税者については90日以内、

特別徴収義務者については30日以内において、当該期限を延長することができる。

- 2 前項の申請は、同項に規定する理由がやんだ後10日以内にその理由を記載した書面でしなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合においては、その期限後においてもこれを提出することができる。
- 3 市長は、第1項に規定する期限を延長したときは、期日その他必要な事項を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。当該期限の延長を認めないときも、また同様とする。
- 4 市長は、前各項の規定にかかわらず、災害が広範囲にわたる場合その他必要と認めるときは、申告等をすべき者の申請を待たず地域、期日その他必要な事項を指定して、当該期限を延長することができる。
- 5 前項の指定は、市長が告示によって行うものとする。

(納税管理人)

第14条 市民税、固定資産税又は特別土地保有税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、市内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に規則で定めるところにより市長に申告し、又は市外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうち、納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有する者を納税管理人として定めることについて、同日から10日以内に規則で定めるところにより市長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人を定めることについて申告し、又は承認を受けた事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る市民税、固定資産税又は特別土地保有税の徴収の確保に支障がないことについて規則で定めるところにより市長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(納税証明事項)

第15条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律

第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。

第2章 普通税

第1節 市民税

(個人の市民税の非課税の範囲)

第16条 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

(個人の均等割の税率)

第17条 個人の均等割の税率は、年額3,000円とする。

(均等割によって課する個人の市民税の税率の軽減)

第18条 次の各号に掲げる者に対して課する均等割の税率は、前条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 均等割を納付する義務がある控除対象配偶者又は扶養親族 1,500円
- (2) 前号に掲げる者を2人以上有する者 1,500円

(法人の均等割の税率)

第19条 法人に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、当該右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
1 次に掲げる法人	年額 50,000円
ア 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)	
イ 人格のない社団等	
ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一	

般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。） オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この節において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び次項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	
2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 120,000円
3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 130,000円
4 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 150,000円
5 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 160,000円
6 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 400,000円
7 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 410,000円

8 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 1,750,000円
9 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 3,000,000円

- 2 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における前項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

（所得割の税率）

第20条 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に100分の6を乗じて得た金額とする。

- 2 前項の「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ法第314条の2の規定による控除後の前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいう。

（法人税割の税率）

第21条 法人税割の税率は、100分の12.1とする。

（法人の市民税の課税の特例）

第22条 次の各号に掲げる法人（法人税法第4条の7に規定する受託法人を除く。）に対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に次の各号に掲げる法人の区分に応じそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

- (1) 資本金等の額が5億円未満である法人、資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は人格のない社団等

12.1分の2.4

- (2) 資本金等の額が5億円以上10億円未満の法人 12.1分の1.2

- 2 前項の規定を適用する場合において、資本金等の額が、5億円未満又は5億円以上10億円未満であるかの判定は、法第314条の4第2項に規定する日の現況による。

（寄附金税額控除の対象とする寄附金）

第23条 法第314条の7第1項第3号に規定する住民の福祉の増進に寄与する

寄附金として条例で定めるものは、神奈川県内に事務所又は事業所を有する者に対する次に掲げる寄附金とする。

- (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号の規定により財務大臣が指定した寄附金
- (2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- (10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次条に掲げるものを除く。）

第24条 法第314条の7第1項第4号に規定する住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めるものは、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年12月条例第23号）に定める特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）の行う同法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（同条例で定める期間内に支出されたものに限る。）とする。

（市民税の申告）

第25条 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、法第294条第1項第1号に該当する者のうち所得税法第226条第1項又は第3項の規定により前年の給与所得又は公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

2 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、法第294条第1項第2号に該当する者に、3月15日までに、規則で定めるところにより、賦課期日現在において市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

3 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに法第294条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又はその寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(普通徴収に係る個人の市民税の納期)

第26条 普通徴収に係る個人の市民税の納期は、次のとおりとする。ただし、個人の市民税額が均等割額に相当する金額以下である場合における納期は、6月1日から同月末日までとする。

第1期 6月1日から同月末日まで

第2期 8月1日から同月末日まで

第3期 10月1日から同月末日まで

第4期 1月1日から同月末日まで

2 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、これと異なる納期を定めることができる。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第27条 法第321条の3第1項の給与所得者について、当該給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を、同項本文の規定によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収することができる。ただし、法第317条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

- 2 前項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。）の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前項の規定の適用については、同項中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

（特別徴収義務者の指定）

第28条 給与所得者に係る個人の市民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において法第321条の3第1項の納税義務者に対して給与の支払をする者（他の市町村内において給与の支払をする者を含む。）のうち所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者とする。

- 2 法第321条の4第5項の規定により、納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に異動を生じた場合において、その給与所得者が新たに給与の支払をする者となったものを通じて、特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者を特別徴収義務者とする。
- 3 前2項の場合において、同一の納税義務者に対して給与の支払をする者が2以上あるときは、これらの支払をする者のうち、主たる給与の支払をする者又は市長の定める者を特別徴収義務者とする。
- 4 法第328条の規定により他の所得と区分して課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）の特別徴収義務者は、当該分離課税に係る所得割の納税義務者に対して退職手当等の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの及び他の市町村内において退職手当等の支払をする者を含む。）とする。

（市民税の減免）

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。ただし、特別徴収義務者についてはこの限りでない。

- (1) 災害による被害を受けた者
- (2) 貧困により生活のための公私の扶助を受ける者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事由がある者

- 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより納期限までに市長に申請しなければならない。
- 3 災害が広範囲にわたる場合で市長が別に定める区域内において被害を受け

た者については、前項の規定にかかわらず、市民税の減免の申請は必要としない。

（市民税の課税免除）

第30条 市長は、市民税の納税義務者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、市民税を免除することができる。

(1) 課税すべき年度の初日の属する年の前年の合計所得金額（次号において「前年の合計所得金額」という。）が規則で定める金額以下で納税が困難な者

(2) 前年の合計所得金額が規則で定める金額以下で納税が困難な障害者

第2節 固定資産税

（固定資産税の納税義務に係る特例）

第31条 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他法施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。）であって、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって法第343条第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

（固定資産税の非課税等の申告義務）

第32条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産について同項本文の適用を受けようとする者は、当該固定資産の用途その他市長が必要があると認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該各号に掲げる固定資産が当該固定資産の使用者の所有に属さないものであるときは、当該固定資産を当該使用者に無料で使用させていることを証する書面を添付しなければならない。

2 前項の規定により提出した申告書に係る固定資産で法第348条第2項本文の規定の適用を受けているものについて、当該固定資産の用途に供しないこととなった場合又は無料で使用させた固定資産を有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

（区分所有に係る家屋の補正方法の申出）

第33条 法施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該

家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、規則で定めるところにより市長に申し出なければならない。

- 2 前項の申出には、当該申出が当該区分所有者全員の協議に基づくものである旨を証する書類を添付しなければならない。

(共用土地に係る固定資産税額のおん分割合の申出)

第34条 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに、規則で定めるところにより市長に申し出なければならない。

- 2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(以下この項及び第38条において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第38条において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第38条において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第38条において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに、規則で定めるところにより市長に申し出なければならない。

- 3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額のおん分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」として、前項の規定を適用する。

- 4 前3項の申出には、当該申出が当該共用土地納税義務者又は特定被災共用土地納税義務者(前項の規定により読み替えて適用される第2項の申出にあっては、特定仮換地等納税義務者)全員の合意に基づくものである旨を証する書類を添付しなければならない。

(固定資産税の税率)

第35条 固定資産税の税率は、100分の1.4とする。

(固定資産税の納期)

第36条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

第1期 4月1日から同月末日まで

第2期 7月1日から同月末日まで

第3期 12月1日から同月25日まで

第4期 2月1日から同月末日まで

- 2 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、これと異なる納期を定めることができる。

(住宅用地の申告)

第37条 賦課期日において住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、規則で定めるところにより市長に申告しなければならない。

- 2 当該年度に係る賦課期日において、住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があり、かつ、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該土地を所有している場合には、当該土地の所有者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、規則で定めるところによりその旨を市長に申告しなければならない。

(被災住宅用地の申告)

第38条 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに、規則で定めるところにより市長に申告しなければならない。ただし、当該申告すべき事項に異動がない場合は、この限りでない。

- 2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分)の固定資産税については、前条の規定は、適用し

ない。

（固定資産税の減免）

第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、必要があると認めるものについては、固定資産税を減免する。

- (1) 災害により滅失又は損壊した固定資産
 - (2) 貧困により生活のための公私の扶助を受ける者が所有する固定資産
 - (3) 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用させるものを除く。）
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの
- 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより納期限までに市長に申請しなければならない。
- 3 災害が広範囲にわたる場合で市長が別に定める区域内において被害を受けた者については、前項の規定にかかわらず、固定資産税の減免の申請は必要としない。

（固定資産税の特例）

第40条 固定資産が次の各号のいずれかに該当する場合は、固定資産税を課さない。

- (1) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号。次号において「古都保存法」という。）第6条第1項の規定により指定を受けた歴史的風土特別保存地区の区域内における土地（地方交付税法施行令（昭和33年政令第117号）第1条各号に掲げるものの用に供する土地を除く。第4号及び第5号において同じ。）
- (2) 古都保存法第4条第1項の規定により指定を受けた歴史的風土保存区域の区域内における土地のうち山林又は原野
- (3) 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第3条第1項の規定により指定を受けた近郊緑地保全区域の区域内における土地のうち山林又は原野
- (4) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条の規定により指定を受けた特別緑地保全地区の区域内における土地
- (5) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定を受けた史跡、名勝若しくは天然記念物又は同条第2項の規定により指定を受けた特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物である土地

（固定資産に関する地籍図等の備付）

第41条 固定資産に関する地籍図、土地使用図、土壌分類図、家屋見取図、固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料の様式及びそ

の記載事項については、規則で定める。

(固定資産評価員の設置)

第42条 市長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、市長が行う価格の決定を補助するため、固定資産評価員を1人置く。

(固定資産評価審査委員会の設置)

第43条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、鎌倉市固定資産評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、委員3人をもって組織する。

第3節 軽自動車税

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第44条 法第442条の2第1項に規定する軽自動車等(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)のうち、日本赤十字社が所有し直接その本来の事業の用に供するもので、次に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 救急用のもの

(2) 巡回診療、患者の輸送その他これに類するものの用に供するもの

(軽自動車税の課税免除)

第45条 軽自動車等のうち商品であって使用しないものに対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の税率)

第46条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額2,400円

エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額3,600円

三輪のもの 年額3,900円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額6,900円

自家用 年額10,800円

貨物用のもの

営業用 年額3,800円

自家用 年額5,000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額2,400円

その他のもの 年額5,900円

(3) 二輪の小型自動車 年額6,000円

（軽自動車税の納期）

第47条 軽自動車税の納期は、毎年5月1日から同月末日までとする。

2 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、これと異なる納期を定めることができる。

（軽自動車税に関する申告又は報告の義務）

第48条 納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、法第447条第1項の申告書を市長に提出しなければならない。申告した事項に異動を生じた場合（軽自動車等の所有者等でなくなった場合を除く。）においても、また、同様とする。

2 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、法第447条第1項の申告書を市長に提出しなければならない。

3 法第442条の2第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(1) 当該軽自動車等の買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地

- (2) 当該軽自動車等の買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地
- (3) 当該軽自動車等の所有権を当該軽自動車等の買主へ移転する旨の通知の発送の有無
- (4) 当該軽自動車等の占有の有無
- (5) その他市長が必要と認める事項

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第49条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となった者は、市長に対し、前条第1項の申告書を提出する際、原動機付自転車又は小型特殊自動車標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の呈示（市長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の呈示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。

- 2 法第443条第1項若しくは第44条又は法第442条の2第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、原動機付自転車又は小型特殊自動車標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の呈示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条第1項若しくは第44条又は法第442条の2第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても同様とする。
- 3 市長は、前2項の規定により標識を交付する場合においては、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、併せてその旨を記載した証明書を交付するものとする。
- 4 第1項及び第2項の標識のひな型並びに前項の証明書の様式は、それぞれ規則で定める。
- 5 第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により返納するまでの間は、市長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見易い箇所に常に取り付けていなければならない。
- 6 第1項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた後において、当該原動機

付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなった者は、市長に対し、前条第2項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識及び証明書を返納しなければならない。

- 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。
- 8 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識を毀損し、若しくは亡失し、又は滅したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識の毀損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として200円を納めなければならない。
- 9 第1項又は第2項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。

(軽自動車税の減免)

第50条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち、必要があると認めるものについては、軽自動車税を減免する。

- (1) 災害により滅失又は損壊した軽自動車等
 - (2) 貧困により生活のための公私の扶助を受ける者が所有する軽自動車等
 - (3) 公益のために直接専用する軽自動車等
 - (4) 当該身体障害者が運転するもの、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)と生計を一にする者が当該身体障害者等のために運転するもの又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで生活をする場合に限る。)を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転するもの(身体障害者等1人につき1台に限る。)
 - (5) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)の規定による戦傷病者(前号に該当する者を除く。)が所有する軽自動車等
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの
- 2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより納期限までに市長に申請しなければならない。
 - 3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由がやんだ場合は、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第4節 市たばこ税

(たばこ税の普通徴収の手続)

第51条 法第472条ただし書の規定により市たばこ税(以下「たばこ税」という。)を普通徴収の方法によって徴収する場合においては、法第466条第4項ただし書の規定により卸売販売業者等とみなされた者に対して、たばこ税の納税通知書を交付する。

2 前項の場合におけるたばこ税の納期は、納税通知書の定めるところによる。

第5節 特別土地保有税

(特別土地保有税の特例)

第52条 第40条第2号又は第3号の規定により固定資産税を課さない土地に対しては、特別土地保有税を課さない。

(特別土地保有税の減免)

第53条 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免する。

- (1) 公益のために直接専用する土地
- (2) 市の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地
- (3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより納期限までに市長に申請しなければならない。

3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第3章 目的税

第1節 入湯税

(入湯税の課税免除)

第54条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場（公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）の適用を受ける公衆浴場をいう。）に入湯する者
- (3) 入湯料金が1,400円以下の鉱泉浴場（前号に掲げる一般公衆浴場を除く。）に入湯する者

(入湯税の税率)

第55条 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円とする。

(入湯税の特別徴収の手続)

第56条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月初日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びこの納入金を納入書により納入しなければならない。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第57条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、経営開始の日の前日までに、規則で定めるところにより市長に申告しなければならない。

2 前項の規定による申告をした者は、当該申告をした事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第58条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から5年間これを保存しなければならない。

第2節 都市計画税

(都市計画税の納税義務者)

第59条 都市計画税は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により指定された都市計画区域のうち、同法第7条に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、その土地又は家屋の所有者に課する。

(都市計画税の不課税の範囲)

第60条 第40条の規定により固定資産税を課さない土地又は家屋に対しては、都市計画税を課さない。

(都市計画税の税率)

第61条 都市計画税の税率は、100分の0.3とする。

(都市計画税の納期)

第62条 都市計画税の納期は、第36条に規定する固定資産税の納期によるものとする。

第4章 罰則

(過料)

第63条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、それぞれの

者に対し、10万円以下の過料を科する。

- (1) 第14条第2項の認定を受けていない市民税、固定資産税及び特別土地保有税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが、同項の規定によってそれぞれ申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告しなかった場合
- (2) 市民税の納税義務者が法第317条の2第1項若しくは第2項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなく提出しなかった場合又は第25条第2項若しくは第3項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなく申告しなかった場合
- (3) 分離課税に係る所得割の納税義務者が法第328条の7第1項に規定する申告書を正当な理由がなく提出しなかった場合
- (4) 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第37条又は法第383条の規定により申告すべき事項について正当な理由がなく申告しなかった場合
- (5) 軽自動車等の所有者等又は法第442条の2第2項に規定する軽自動車等の売主が、第48条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告しなかった場合
- (6) たばこ税の申告納税者（法第473条第1項に規定する申告納税者をいう。）が正当な理由がなく同条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合
- (7) 特別土地保有税の納税義務者が正当な理由がなく法第599条第1項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条から第11条まで、第46条、付則第11項から第17項まで及び付則第19項（アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例（平成27年3月条例第43号）第2条の改正規定に限る。）の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鎌倉市市税条例の規定は、この付則に別段の定めがあるものを除くほか、この条例の施行の日以後に賦課徴収すべき市税について適用し、同日前に賦課徴収すべき市税については、なお改正前の鎌倉市市税条例（以下「旧条例」という。）の例による。
- 3 この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の規定に基づいてなされたものとみなす。
（平成27年度から平成29年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）
- 4 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条の規定により、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3及び法附則第25条の3の規定は、適用しない。
（住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置について）
- 5 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、規則で定めるところにより市長に申告しなければならない。
（平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税の均等割の税率の特例）
- 6 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率に係る第17条の規定の適用については、同条中「3,000円」とあるのは、「3,500円」とする。
- 7 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率の軽減に係る第18条の規定の適用については、同条中「1,500円」とあるのは、「2,000円」とする。
（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）
- 8 法附則第15条第2項第1号、第2号、第3号及び第6号、同条第8項、第39項及び第40項並びに第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。
- (1) 法附則第15条第2項第1号の割合 3分の1
 - (2) 法附則第15条第2項第2号の割合 2分の1
 - (3) 法附則第15条第2項第3号の割合 2分の1
 - (4) 法附則第15条第2項第6号の割合 4分の3
 - (5) 法附則第15条第8項の割合 3分の2
 - (6) 法附則第15条第39項の割合 3分の2

(7) 法附則第15条第40項の割合 4分の3

(8) 法附則第15条の8第4項の割合 3分の2

(耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額措置について)

- 9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、規則で定めるところにより市長に申告しなければならない。
(固定資産税の減額措置に係る申告期間の特例)

- 10 市長は、付則第5項又は前項に規定する期間の経過後に当該各項に規定する申告書の提出がされた場合において、当該期間内に申告書の提出がされなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る耐震基準適合住宅又は耐震基準適合家屋につき法附則第15条の9第1項又は法附則第15条の10第1項の規定を適用する。

(軽自動車税の税率の特例)

- 11 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第46条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下「初回車両番号指定」という。)を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第46条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 12 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第46条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲

げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第46条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 13 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第46条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第46条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

- 14 平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る第46条及び次項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第46条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円

	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
次項の表以外の部分	第46条	前項の規定により読み替えて適用される第46条
次項の表第46条第2号アの項	第46条第2号ア	前項の規定により読み替えて適用される第46条第2号ア

- 15 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初回車両番号指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第46条の規定の適用については、当分の間、次の表の左覧に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第46条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

- 16 平成15年10月14日前に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る前項の規定の適用については、同項中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。
- 17 付則第11項から前項までの規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

（地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正）

- 18 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年12月条例第23号）の一部を次のように改正する。

本則中「昭和25年8月条例第5号）第24条の2」を「平成 年 月条例第号）第24条」に改める。

別表中「第24条の2」を「第24条」に改める。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部改正)

- 19 アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年8月条例第5号」を「平成 年 月条例第 号」に改める。

第2条中「第67条」を「第46条」に改める。

議案第 62 号

鎌倉市建築審査会条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市建築審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年12月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

歴史的建築物の良好な利用及び活用を図るため、専門委員が制度の検討及び審査をできるよう整備するものである。

鎌倉市建築審査会条例の一部を改正する条例

鎌倉市建築審査会条例（昭和56年12月条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「もつて」を「もって」に改める。

第7条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

（専門委員会）

第8条 審査会において、歴史的な建築物に関する専門的事項を調査審議するために必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員（以下「専門委員」という。）は、当該専門的事項に関し優れた知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員の任期は、2年を超えない範囲で市長が定める期間とする。ただし、専門委員が欠けた場合の補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 専門委員は、再任されることができる。

5 専門委員会に会長を置き、専門委員の互選によってこれを定める。

6 会長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

7 前3条の規定は、専門委員会について準用する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条第1項第3号から第5号までの規定中「あつた」を「あった」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の次に1条を加える改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 63 号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金
を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のよ
うに定める。

平成27年12月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

個人市民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非
営利活動法人を追加するものである。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる

特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年12月条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

NPO法人スローライフ 障害者地域活動支援セン ター	鎌倉市腰越四丁目9番8 号	平成27年1月1日から 平成32年10月31日まで
----------------------------------	------------------	------------------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 64 号

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年12月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市梶原子ども会館への指定管理者制度の導入に伴い、鎌倉市子ども会館条例及び鎌倉市公の施設の指定管理者選定委員会条例の規定の整備をするものである。

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例

鎌倉市子ども会館条例（昭和45年6月条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「与え」を「提供し」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第2条の2 鎌倉市梶原子ども会館（以下「梶原子ども会館」という。）の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 梶原子ども会館の利用に関する業務
- (2) 梶原子ども会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 梶原子ども会館の事業の企画及び実施に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

第3条第2項中「前項」を「第1項」に、「市長は、必要があると認めた」を「梶原子ども会館以外の子ども会館にあっては、市長が必要があると認める」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、梶原子ども会館にあっては、指定管理者が必要があると認めるときは市長の承認を得て、休館日に開館し、又は休館日を定めることができる。

第4条を次のように改める。

（開館時間）

第4条 子ども会館の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、梶原子ども会館にあっては、指定管理者が必要があると認めるときは市長の承認を得て、午前8時から午前10時まで又は午後5時から午後7時までの間において、開館時間を延長することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、梶原子ども会館にあっては指定管理者が必要があると認めるときは市長の承認を得て、梶原子ども会館以外の子ども会館にあっては市長が必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

第6条を次のように改める。

（利用の制限）

第6条 市長又は指定管理者は、子ども会館を利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、子ども会館の利用を制限することができる。

- (1) 子ども会館における秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 子ども会館の設置の目的に反した利用をするおそれがあると認められるとき。
- (4) その他子ども会館の管理上支障があると認められるとき。

第6条の次に次の3条を加える。

(使用料等)

第6条の2 子ども会館の使用料又は利用料金は、無料とする。

(損害賠償)

第6条の3 子ども会館の施設又は設備を破損し、又は滅失した者は、市長の指示に従って原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定)

第6条の4 指定管理者は、次の要件を満たす者のうち最も適当と認められる者について市長が指定する。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 梶原子ども会館の適切な管理ができること。
- (3) 指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (4) 安定した経営基盤を有していること。
- (5) 管理経費の縮減が図られること。

2 指定管理者の指定に係る申請、決定、取消し等、指定管理業務の報告その他の手続は、市長が別に規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第6条の次に3条を加える改正規定（第6条の4に係る部分に限る。）及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(公の施設の指定管理者選定委員会条例の一部改正)

2 鎌倉市公の施設の指定管理者選定委員会条例（平成24年2月条例第22号）の一部を次のように改める。

別表中

鎌倉市子育て支援センター指定管理者選定委員会	5人以内	を
------------------------	------	---

鎌倉市子育て支援センター指定管理者選定委員会	5人以内
鎌倉市子ども会館指定管理者選定委員会	5人以内

改める。

平成27年度鎌倉市一般会計
補正予算（第4号）

平成27年度鎌倉市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145,003千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,944,736千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

、第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の補正は、「第5表 地方債補正」による。

平成27年12月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	7,528,541	22,552	7,551,093
	5 国庫負担金	5,524,903	710	5,525,613
	10 国庫補助金	1,973,464	21,842	1,995,306
60	県支出金	3,054,174	10,655	3,064,829
	5 県負担金	2,010,847	355	2,011,202
	10 県補助金	643,576	10,300	653,876
70	寄附金	22,421	63,845	86,266
	5 寄附金	22,421	63,845	86,266
80	繰越金	908,075	119,852	1,027,927
	5 繰越金	908,075	119,852	1,027,927
85	諸収入	2,359,574	4,899	2,364,473
	25 雑入	742,173	4,899	747,072
90	市債	4,980,700	△76,800	4,903,900
	5 市債	4,980,700	△76,800	4,903,900
歳 入 合 計		61,799,733	145,003	61,944,736

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
10	総務費	6,704,597	74,792	6,779,389
	5 総務管理費	5,064,685	64,672	5,129,357
	20 選挙費	73,771	10,120	83,891
15	民生費	23,100,627	△147,412	22,953,215
	5 社会福祉費	12,056,046	10,300	12,066,346
	10 児童福祉費	8,906,012	△157,712	8,748,300
20	衛生費	6,205,436	135,631	6,341,067
	5 保健衛生費	1,623,032	49,281	1,672,313
	10 清掃費	4,313,888	86,350	4,400,238
40	観光費	192,014	3,024	195,038
	5 観光費	192,014	3,024	195,038
45	土木費	7,551,511	18,001	7,569,512
	5 土木管理費	1,418,855	6,000	1,424,855
	10 道路橋りょう費	871,781	12,001	883,782
55	教育費	9,162,232	60,967	9,223,199
	10 小学校費	1,183,736	60,967	1,244,703
歳 出 合 計		61,799,733	145,003	61,944,736

第2表 継続費補正

1 追 加

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
45 土木費	10 道路橋りょう費	岡本二丁目階段復旧事業 (市道 053-101 号線)	30,001	27	12,001
				28	18,000

2 変 更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
			千円		千円	千円		千円
15 民生費	10 児福祉費	(仮称) 由比ガ浜こども センター整備事業	1,209,083	27	159,133	1,209,083	27	0
				28	1,049,950		28	967,267
				—	—		29	241,816

第3表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
			千円
20 衛生費	10 清掃費	名越クリーンセンター トラックスケール復元事業	18,961
20 衛生費	10 清掃費	名越クリーンセンター 持ち込みごみ受入施設復元事業	19,970
20 衛生費	10 清掃費	名越クリーンセンター場内整備事業	50,782
20 衛生費	10 清掃費	今泉クリーンセンター 焼却設備解体事業	303,100
40 観光費	05 観光費	鶴岡八幡宮裏公衆トイレ改修事業	3,024
45 土木費	10 道路橋りょう費	砂押川沿い歩道整備事業	148,770
45 土木費	10 道路橋りょう費	橋りょう維持修繕事業(神戸橋)	50,000
55 教育費	10 小学校費	小学校給食棟耐震改修事業	60,967

第4表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
鎌倉市市民活動センター 管 理 運 営 事 業 費	平 成 27 年 度 か ら 平 成 30 年 度 ま で	千円 32,313
鎌倉市障害者自立支援施設 (鎌 倉 は ま な み) 管 理 運 営 事 業 費	平 成 27 年 度 か ら 平 成 32 年 度 ま で	147,055
鎌倉市老人福祉センター 管 理 運 営 事 業 費	平 成 27 年 度 か ら 平 成 32 年 度 ま で	773,034
鎌 倉 広 町 緑 地 管 理 運 営 事 業 費	平 成 27 年 度 か ら 平 成 30 年 度 ま で	77,400
鎌 倉 市 営 住 宅 管 理 運 営 事 業 費	平 成 27 年 度 か ら 平 成 32 年 度 ま で	197,500
鎌倉文学館管理運営事業費	平 成 27 年 度 か ら 平 成 32 年 度 ま で	350,000

第5表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
社会福祉施設整備事業費	千円 267,100	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 147,800	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
義務教育施設整備事業費	3,392,100	同 上	同 上	同 上	3,434,600	同 上	同 上	同 上
合 計	4,980,700				4,903,900			

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成27年6月19日、鎌倉市手広二丁目41番14号先路上で発生した、環境部環境センター名越クリーンセンター担当所属の塵芥収集車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成27年12月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|-------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 32,924円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | [REDACTED] |
| 3 | 処分の日 | 平成27年10月23日 |

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成27年6月23日、鎌倉市腰越1718番地83先路上で発生した、環境部環境センター名越クリーンセンター担当所属の塵芥収集車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成27年12月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|-------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 353,038円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | [REDACTED] |
| 3 | 処分の日 | 平成27年10月23日 |

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

平成27年7月14日、鎌倉市常盤422番地6敷地内で発生した、環境部環境センター名越クリーンセンター担当所属の深ボデーダンプ車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成27年12月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 213,840円

2 損害賠償の相手方

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

3 処分の日 平成27年10月23日

報告第 17 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成26年12月15日、鎌倉市小町一丁目4番20号先道路管理地上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成27年12月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|-------------------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 430,202円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | <div></div> <div></div> |
| 3 | 処分の日 | 平成27年11月18日 |